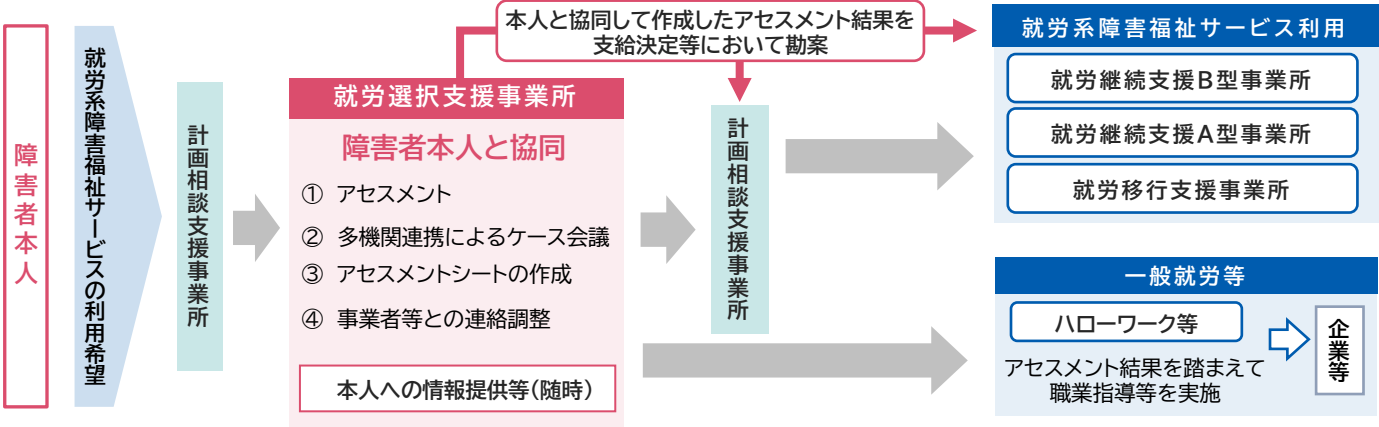


令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

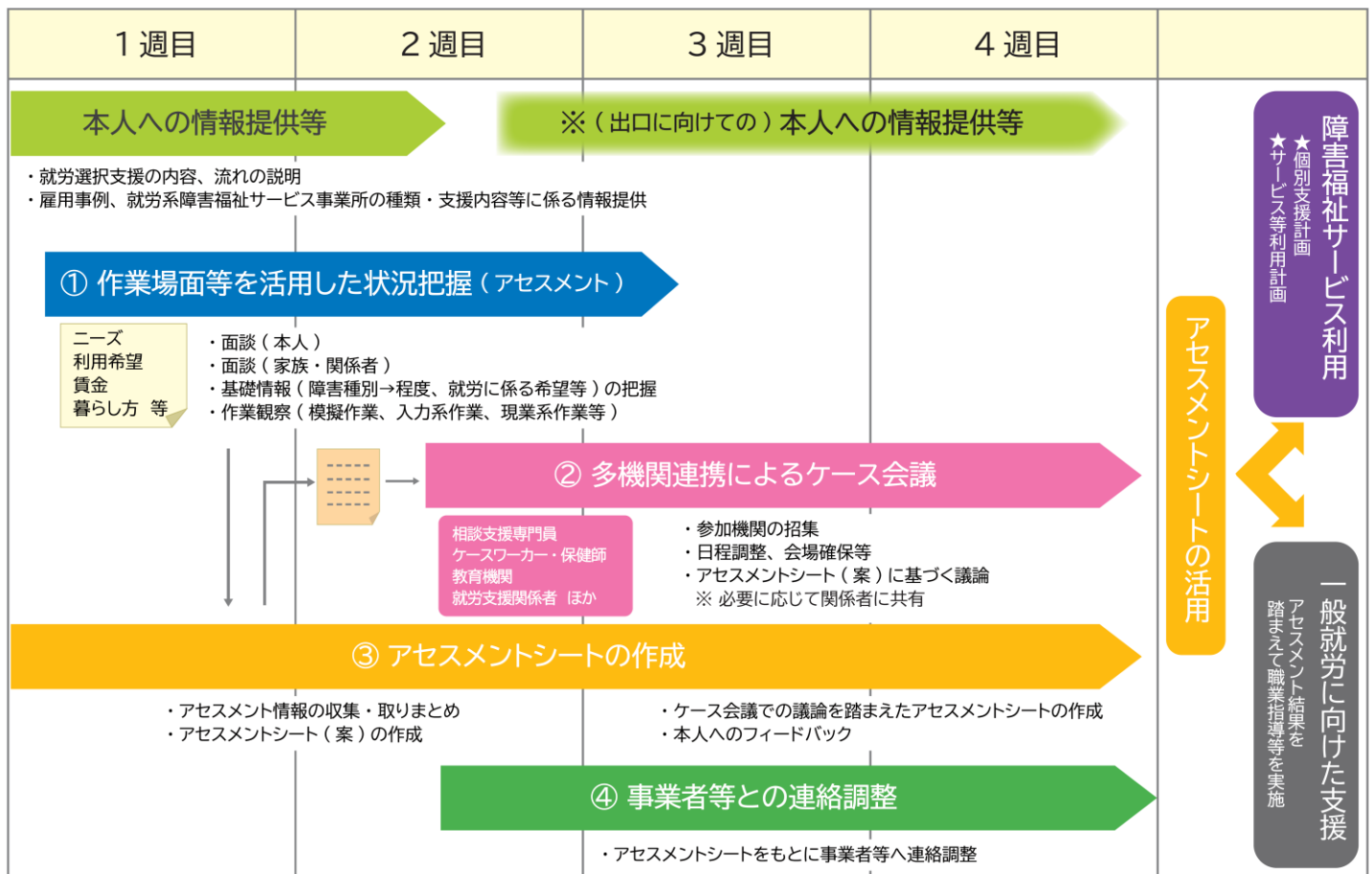
- ・ 就労移行支援又は、就労継続支援を検討している方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の方)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの方(就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する方
就労移行支援		希望に応じて利用	

※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて在学中に複数回利用することも可能です。

サービス利用の流れ(標準1か月イメージ)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



【出典】厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」

各区福祉課障害福祉係、障害者基幹相談支援センターや
障害者相談支援事業所にご相談ください

< 各区福祉課障害福祉係の連絡先 >

	電話番号	FAX番号
中区	082-504-2588	082-504-2175
東区	082-568-7734	082-568-7781
南区	082-250-4132	082-254-9184
西区	082-294-6346	082-294-6311
安佐南区	082-831-4946	082-879-8565
安佐北区	082-819-0608	082-819-0602
安芸区	082-821-2816	082-821-2832
佐伯区	082-943-9769	082-923-1611